

Title	石井照久編著『註解株式會社法』(第一卷 設立)
Sub Title	T. Ishii : Commentary on corporation act of Japan
Author	津田, 利治(Tsuda, Toshiharu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1954
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.27, No.4 (1954. 4) ,p.81- 82
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19540415-0081">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19540415-0081</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



石井照久編著

## 「註解株式會社法」

(第一卷 設立)

本書は編者石井教授をはじめ、矢澤憚、鴻常夫、喜多川篤典、前田孝充郎、大塚市助の諸氏の共著である。昭和二十五年の株式會社法改正を機會として、石井教授を中心とする東大法學部の商法研究会に於て、同改正法の共同研究をされた成果を整理して公刊されたものである由であるが、收める所は商法第五十二條から第六十一條までの會社總則と、同第六十五條から第九十八條までの株式會社設立の部分に含まれる條文の數にして四十數カ條を對象とした、純然たるコンメンタールである。第九十九條以下の株式會社法の殘餘の部分についても、順次續刊を豫定されている由であるが、本書だけでも既に本文五百頁を超える大冊となつてゐるから、全部完結の曉には、空前の大部なものとなることは必至である。

由來我が國の法律書といへば、大體がいわゆる教科書體のものばかりであつて、殊に民法商法等の基本的法典については、コンメン

タール形式の著述は數える程しかないし、且つ僅かに存在する逐條解説書もその規模が小さく、従つてその内容も大體は既存の教科書にも取上げられてゐる事項を、それぞれ關係條文の下に排列しなおして、整理しただけの簡略なものであつて、本格的なコンメンタールは見當らなかつた。然し教科書とコンメンタールとは、それぞれ獨自の狙いをもつものであり、兩者相まつて初めて法律學の基礎的文獻が充實するのである。この意味に於て從來我が國の法律書のあり方は一方に偏して居り、畸形的にすら見えるのである。

このときに當り、石井教授が本書を公刊されたことは誠に意義深いものであつて、從來缺けていた我が國法律書の缺陷を、重要な株式會社法の分野に於て補填するものである。即ち本書は單に我が國從來通有の意味に於ける條文の註解書に止まるものではなく、教授の狙いは「立法趣旨、沿革はもとより、内外の學說判例をも可及的に引照し、なお主要な外國法との比較を試みるとともに、關係諸法令(税法、刑事法を含めて)をも充分に考慮して、學問的にも實務上にも價値のあるようなコンメンタールたらんことを期したものである」(同書凡例)。

就中、本書の特色は、各條毎に、明治以來の改正の沿革を述べ、續いて外國法(特に米、英、獨、佛、瑞西)との比較引照を行つてゐる點であつて、ともすれば平板な解説に陥り勝ちな註解に、いわば立體的な深みを加へ、讀者に省察と理解の途を指示している。殊に外國法の引照を各條毎に行うということは簡単なことのように見えて實は想像以上に難事であつて、本書の如き、共同研究の背景をもつて初めて完成し得べき部分であると思われ、高く評價されるべ

き點である。

その他本書はコンメンタールとしての諸條件を總て具えている」とは言うまでもなく、各本條の註釋の外に、最初の五十五頁に株式會社法總説を加え、株式會社の概念、株式會社の機能と法的規整、株式會社法の法源、株式會社法の特徴、株式會社制度の發達と法律政策の變遷、株式會社法の改正、各國株式會社法の變遷の説明に充てられたほか、本論に入つても、數カ條に互る共通の問題については、それぞれ總説的記述がその前に置かれている。設立の總説、發起設立の概説、募集設立の概説及び設立に關する責任の總説などがそれである。各本條の解説に採上げられている論點やそれぞれの場所に引用されている内外の學說判例も豊富且つ周到である。

コンメンタールについて甚盤の淺い我國の學界の現状に於て、本書を以て直ちに例え、Staub, Düringer-Hachenburg, Schlieber, Selbinger-Quassowski などの定評あるコンメンタール群と對照して優劣を論ずることは無理であらうけれども、少くともその水準に達するために手のとどく附近まで、重要な足場を構築したものと、注目すべき本格的勞作であることは疑を容れない。

本書に述べられている個々の論旨については、筆者の異見を述べさせて貰いたい點も、所々散見しないことはないが、それは別の機會に譲ることとし、兎に角、本書は實務家にとつては、その常面する具體的問題の解決の手懸りとして、又學者や學生にとつては、研究素材とその解明の觀點や態度等を知るために、一度は是非とも本書を検索する職責を感ずることであらう。

(津田利治)

J. A. G. Griffith, H. Street

## Principles of Administrative Law

1952. pp. 316. Sir Isaac Pitman & Sons, Ltd. (London)

H. J. A. G. Griffith, H. Street 共著

### 『行政法論』

(一)

わが國の行政法は獨逸的考えかたのもとに發達してきた。しかし、新憲法が制定せられて以來、從來の考えかたのうえに、さらに若干の英米法的考えかたが導入された。このため、近時、英米行政法の研究がわが學界においてもさかんにおこなわれている。ただ、英米行政法と包括的にいつても、この間に若干の差異がそんする。たとえば、米國においてグッドノウがその著「比較行政法」のなかで行政法にたいし、好意的な態度をしめし、また、近時、ハート・スウィンソン等による行政法教科書ならびに關係論文が數多く公にせられている。これにたいし、英國ではすでに周知のごとく、デイシイの行政法否定論に端をはつし、そののち現實的な必要にせまられ、はじめて行政法が一般に不精無精ながらもみとめられだした。このためか、行政法教科書に類する書籍はほとんど存在しなかつた。このような事情のもとで、近時出版せられたグリフィスの「行政法